

災害救援型自動販売機設置に関する協定書

横須賀市（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）は、災害救援型自動販売機の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

- 第1条 甲は、その所有する指定の場所について、乙の行政財産目的外使用許可申請に基づき、乙に設置許可をするものとする。
- 2 乙は、指定場所に災害救援型飲料（酒税法第2条による酒類又はその類似品を除く。）自動販売機を設置するものとし、その他の用途には使用しないものとする。
- 3 乙は、設置開始日よりすみやかに指定場所に災害救援型自動販売機を設置し、運営を開始しなければならない。

（設置場所）

- 第2条 設置場所は別紙の設置場所一覧のとおりとする。

（協定期間）

- 第3条 この協定の有効期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日までとする。
- 2 乙は、指定の場所に災害救援型自動販売機を設置するために、甲に毎年度、行政財産目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。

（使用料）

- 第4条 税抜使用料は、月額○○○,○○○円とする。
- 2 使用料は、消費税の対象となる場所については、前項の月額税抜使用料に消費税と地方消費税を加算した額とする。消費税法改正により税率が変更したときは、これに対応した消費税と地方消費税を加算した額とする。
- 3 前項の使用料については、年度毎に甲の発行する納入通知書に記載の期日までに横須賀市公金取扱機関に納入するものとする。

（契約不適合責任等）

- 第5条 乙は、この協定締結後、設置場所に数量の不足その他隠れた瑕疵等、契約の不適合を発見しても使用料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は、次の行為をしてはならない。

- (1) 設置場所の転貸。
- (2) 設置する権利の譲渡又は分割。
- (3) 設置物件の使用用途の変更。

(設置場所の保全義務等)

第7条 乙は、設置場所を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

- 2 設置場所の使用にあたって第三者に人的物的損害を与えた場合は、乙の費用負担及び責任において処理しなければならない。
- 3 設置物件に対する苦情等については、設置者の責任において対応すること。

(設置物件の調査等)

第8条 甲は、必要と認めるときは、設置場所および設置物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

- 2 乙は年度毎に、本協定に係る自動販売機の4月1日から翌3月31日までの年間売上数及び売上額を集計し、すみやかに甲に報告しなければならない。

(設置等の基準)

第9条 乙は、次に掲げる基準に基づき災害救援型自動販売機を設置し、運用しなければならない。

- (1) 災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供できる機器とし、災害発生時において甲または甲から委任された者が飲料の提供を必要と判断した場合は、その時点で残存する自動販売機の飲料を無償で提供すること。

なお、災害発生時、電気が供給されない状況であっても使用(対応)可能な機器または方法を用意すること。

- (2) 乙は、設置する自動販売機で販売する商品の衛生管理に十分注意し、在庫管理および補充管理を適切に行わなければならない。
- (3) 乙は、自動販売機に併設して使用済み容器の回収ボックスを設置し、適切に回収し、リサイクル等の処理をしなければならない。
- (4) 乙は、新旧500円硬貨および新旧1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置すること。
- (5) 乙が設置する自動販売機は、エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年

法律第49号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置すること。

(6) 乙は、自動販売機設置に際しては、「自動販売機の据付基準(JIS B8562)」、耐震化技術研究会策定の「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止策を講じること。

(7) 乙は、設置する自動販売機に、通商産業省(現経済産業省)、農林水産省、大蔵省(現財務省)、厚生省(現厚生労働省)の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、自動販売機に管理者および連絡先を明記し、故障や問い合わせについて設置事業者の責任において対応しなければならない。

(8) 乙は、設置する自動販売機に対する苦情等について設置事業者の責任において対応しなければならない。

(必要義務費等)

第10条 災害救援型自動販売機の設置及び撤去に要する費用、設置に伴い必要とする維持管理のための費用は、乙の負担とする。

2 乙は、市営住宅集会所から電力を受けた場合は光熱費算定のために子メーターを設置し、その使用量をもとに各市営住宅の集会所の電力契約者に、その指定する期日までに光熱費を支払うものとする。

(原状変更等)

第11条 乙は、設置場所の原状を変更しようとする場合は、甲の定める書式を甲に提出し、承認を受けなければならない。

(届出事項)

第12条 乙は、住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったときは、すみやかに甲に届け出るものとする。

(協定の解除)

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、この協定を解除することができる。

(1) 甲、国、他の地方公共団体その他公共団体において、設置場所を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。

(2) 行政財産目的外使用許可の取消及び不許可のとき。又は行政財産目的外使用許可申請の無いとき。

- (3) 乙が設置場所を第1条の目的で使用しないとき、又はその目的で使用するをやめたとき。
- (4) 乙が使用料を納付期限後3か月以上経過して、なお納付しないとき。
- (5) 乙が第6条から第9条の規定に違反したとき。
- (6) その他乙がこの協定上の義務を履行しないとき

(違約金)

- 第14条 甲は、乙がこの協定の義務に違反した場合においては、使用料年額に設置年数に乗じた金額の100分の10（円未満切捨）に相当する額を請求することができる。
- 2 前項の違約金は、乙がこの協定上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(原状回復義務)

- 第15条 乙は、設置期間が満了したとき、又はこの協定を解除されたときは、甲の指定する期日までに乙の費用で設置場所を原状に復し、甲の定める様式による書面提出及び甲による現地審査を受け返還しなければならない。
- ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合は、現状のまま返還することができるものとする。
- 2 前項の場合において、乙が原状に復しないときは甲が代わって行い、その費用は乙の負担とする。

(損害賠償)

- 第16条 乙が故意又は過失によって設置場所を毀損したときは、乙はその損害に相当する金額を甲に損害賠償として支払わなければならない。ただし、過失による場合であって甲が特別の理由があると認めたときは、その損害賠償を免除することができる。

(必要義務費等の放棄)

- 第17条 乙は、この協定が満了したとき、又は本協定を解除されたときは、設置にあたって乙が支出した必要費又は改良費等の有益費その他設置場所の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(協定の費用)

- 第18条 この協定に要する費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の原則)

第19条 甲と乙は信義を重んじ誠実にこの協定を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(合意管轄)

第21条 本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 横須賀市小川町11番地

横 須 賀 市

代表者 横須賀市長 上 地 克 明

(乙)

⑨